

■日 時 平成28年9月13日（火） 14時05分～15時15分

■会 場 久喜宮代清掃センター 大会議室

■出席者

委 員	出席	高柳英雄、伊東弘、小山康弘、遠藤政雄、染谷福一、西谷美春、関直子、松村清子、雨宮 隆、稲葉澄子、浅倉孝郎、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上19人
	欠席	角田利夫 1人
久喜宮代衛生組合		白子事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査

■会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
 - (1) 意見交換

諮問事項「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」
4. その他
5. 閉会

■配布資料

- ・ 次第
 - ・ 答申書案
 - ・ 答申書修正案 ※当日休憩時間後に配布
 - ・ 席次表
 - ・ 月刊廃棄物8月号から9月号
 - ・ 循環経済新聞
- ※「月刊廃棄物及び循環経済新聞」は、浅倉委員から提供されたもの

■傍聴人数 1人

■会議録

時刻	議事	内容
14:05	1. 開会	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆さま、こんにちは。 ・これから審議会を始めたいと思いますけれども、審議会の開催にあたりまして、会議の成立について確認をさせていただきます。 ・本日の出席委員は19名でございます。本日角田委員から欠席の連絡がございましたので、出席委員は19名ということで、定員である20名の2分の1を超えております。よって久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会開催要綱第5条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 ・また、本日の審議会の傍聴人数につきましては現在1名となっておりますことも、あわせてご報告申し上げます。 ・それでは開会にあたりまして、会長からあいさつをいただきたいと思っております。高柳会長、よろしくお願いいたします。
	2. 会長あいさつ	<p>－会長あいさつ－</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・はじめに、本日の流れをご説明させていただきます。 ・本日は、資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について、前回の審議会の結果を受けまして修正を行いました事務局の答申案について、ご審議をいただきたいと考えております。 ・続きまして、配布をしております資料の確認をさせていただきます。 <p>※資料確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・答申書案 ・席次表 ・月刊廃棄物8月号から9月号 ・循環経済新聞 <p>でございます。</p> <p>なお、答申書案につきましては、8月25日付で事前に</p>

	<p>3. 議題 (1) 諮問事項 「資源物の回収 (集団回収と公共 回収)のあり方について」</p>	<p>委員の皆様へ郵送いたしましたものと同じものがございます。以上、資料等に不足はございませんでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ないようでしたら、これからの会議の進行につきましては、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5条によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。 ・それでは会長、よろしくお願いいたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは会議に入ります。 ・本日の議題は、諮問事項 資源物の回収(集団回収と公共回収)のあり方について、事務局の答申書案についての審議を行います。 ・前回の審議会において、事務局案に対し意見をいただきましたが、その内容を反映した修正案を事務局で作成し、皆様にお配りしております。この修正案について、内容の修正や付帯事項など、意見のある方は発言をお願いいたします。 ・なお、答申書案については、できましたら本日で審議を終了し、次回審議会に管理者に答申を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 ・また、発言の際には、挙手をいただき、必ず氏名を言うてから、発言をしていただきます。 ・なお、審議の時間につきましては90分ほどにしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。 ・それではさっそくですが、ご意見のある方はどうぞご発言ください。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・染谷です。開催通知と一緒に前回の会議録が送られてまいりまして、その関係でまず確認を含めてお話をさせていただきたいと思うのですが、22ページに浅倉委員さんの発言で、資源回収の関係なのですが、事業者も一般の住民も廃棄物処理法での位置付けはまったく同じで、ごみを出した者は自分でごみを処理しなければいけないのが原則だということでございました。その時は専門の方ということのようだったので、資料もないのでそのまま終わったのですけれども、改めてこの議事録で拝見
--	---	--

		<p>しますと、答申が固まって出て、どういう審議があったかというのを一般の市民の方が見たときに、果たしてこれで良いのだろうかということで、ちょっと確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そうしましたら廃棄物処理法では、第2条の4で国民の責務というものがあります。第3条では事業者の責務というものがあります。これについて、こういうような行政の関係のプロであります衛生組合の事務局の方から条文について発表・ご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。 ・ですから国民と言いますか一般住民と事業者が全く同一でこの法律上は扱われているのかどうか。基本の基本で前の時浅倉委員も堂々巡りするということを言っていましたので、堂々巡りするのしないよう、どのような責務がお互いにあるのか明確にご説明いただけたらと思います。事務局へのお願いです。 ・事務局の方で準備ができてないようであれば、読むだけですから私の方で読み上げてよろしいですか。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どうぞ。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、国民の責務というのが、廃棄物処理法の第2条の4という項目でございます。読んでみます。 ・国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。 ・努力義務規定だと思います。 ・一方、事業者の責務、第3条です。 ・事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・違う資料ではないですよ。事務局さん、今言った条文に間違いがなかったかどうか。 <p>(間違いなし)</p>
--	--	--

		<p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2つ目の、そういうような問題に対して事業者と一般の家庭のごみの取扱いをまったくの同列に扱っているかどうかという点も2点目で質問しましたので、その点もお答えいただきたいと思います。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは事務局、どうぞ。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの染谷委員さんのご質問につきましてお答えさせていただきます。 ・まず、条文につきましては、先ほど染谷委員さんの読み上げていただいた通りでございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条の4、国民の責務ということで規定がございます。そして第3条につきまして事業者の責務といった形で条文がございます。こちらは染谷委員さんの読み上げられたもので間違いございません。 ・それから2点目のご質問なのですけれども、こちら国民、そして事業者、同じ責任があるのかと、そういうようなご質問でしょうか。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ですから、議事録の22ページの「公共回収が原則というのは間違いですね」ということに繋がる話だと思っておりますね。事業者の分については、事業者は自分の責任になっていると。それで、国民の責務で、国民はなるべく自分で処分することに努めなさいとか努力義務みたいなことがあります。最終的には地方公共団体の施策に協力しなさいよと。まだ先の条文に行っていませんが、先の条文では、市町村は必要な処置を講じなさいとか義務があると思うのですが、そこに将来的には被っていくという意味で、まったく事業者と一般市民が同列なのかということからまずはお考えを伺います。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と一般住民でまったく同一なのかどうかというご質問でありましたけれども、もしまったく同一であればこちらの第2条の4の国民の責務、それから第3条の事
--	--	--

		<p>業者の責務は同じような文言になるのかなと、これは私の個人的な考えですけれども。ただ実際に、国民の責務としましては、法律の条文を抜粋で読みますが、「地方公共団体の施策に協力しなければならない」とございます。一方で、こちらの第3条につきましては、事業所につきましても、第3条第3項に「地方公共団体の施策に協力しなければならない」と……</p> <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・まず皆さんにそれをお知らせしてからでないかと、突然条文を出しても困るんだと思うのですが、大丈夫ですか。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・そうですね。まずはひとつ言えるのは、この法律のもと、国民、それから事業所につきましては、国及び地方公共団体の施策に協力をいただくと、こちらにつきましては同じような形での責務だと考えております。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・すいません、付け加えますけれども、先ほど国民の責務ということで、第2条の4ということで、「廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により」、このところの解釈なのですけれども、浅倉委員が前回申されました「公共回収が原則というのは間違いですね」という議事録の22ページのところにかかってくるのですけれども、まず、ここでは「ごみ・資源として出す前に、自分達でなるべく生じた物を処分しましょう」と、そのような事が書かれてございます。・ですから、当然こちらの方、出されたごみにつきましては地方公共団体、自治体の方に責務がございます。ですけれども、ごみとして出す前に、自らそういった減量の努力をしなければならない、そのようなことがこの第2条の4では規定されてございます。・実は資源集団回収事業というのも、公共回収の方に出される前に自らこちらの方を処分すると、その一つの方法でございます。・ですので、前回浅倉委員がおっしゃられたのは、「生じた物をごみとして出す前に国民の方で減量するよう努
--	--	---

		<p>力しなければならないのだから、一般家庭から生じた物は何でも公共回収で処理するのが原則というのは間違いですね」というような意味であると私の方は解釈しております。</p> <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・第2条の国民というのは、事業者も一般家庭も全部ひっくるめているというのですか、全部含まれていると思うのですね。分け隔てがないわけですから。ならば国民には等しく、ごみはなるべく出すのを少なくしろよ、がんばろうよという義務がかかっていると、そういうのが第2条の4だと思うのですよ。・その中から特に事業者を抜き出して書かれているのが第3条ということになると、事業者はまったく扱いが別なんじゃないのですかと。・それで、これからまだ先に行きたいと思うのですが、市町村はごみの処分計画を作ると。作る中でも一般の家庭から出るごみと事業系から出るごみはカウントを別にして計画を作っているはずですよ。作っているのですよね。色々勉強しました。それに従ってやってらっしゃるといのも勉強したのですけれども、だから前の浅倉委員さんのお話で、要するに自分達の出したごみは行政がやってくれるんだと安易に考えられちゃうとコストもかかって大変なんで、そういうことじゃないですよということは、考えとしては分かります。法体系としてどうかなというのを確認しているんです。こういうふうな審議会という形ですから、結論が出たら我々はその答申に委員一人一人が責任を持たなければいけない立場だと。そうすると、法律上はどうなっているのかというのは事務局で曖昧にしておくことなく、そのつど旗を振って右だ左だ、○だ×だというのをやってもらわないと。なんとなくムードでいっちゃうとまずいんじゃないかと思うので。今この議事録自身、これが最終的に残ることになったとき、お前達何してたんだと言いそうな者が何人か頭に浮かびますので、確認をさせていただいているというところです。・ですから法体系では、要するに国民に対して野放図に出しちゃいけないよというようなことは言っていると。これはよく分かりました。その中で事業者は自己完結で自
--	--	--

分で責任を持つんだよと。その持ち込んだ物を最終的に行政がやるにしても、有償でそれなりのお金をちゃんと払うんですよという体系に間違いありませんねというのが、何でか今までも言っているのですが曖昧のままだったのですが、それを今日はもうたぶんこれが最後になると思うので、事務局として法律問題は是々非々ではっきり言っていたかないと、みんな曖昧のまま理解して曖昧なままの話で終わってしまうのではないかという心配もありまして。どうぞ、時間をとりました。すいません。

(赤羽減量推進係長)

- ・ただ今、一般の人と事業系の方でちょっと違うのではないかなという話がありました。
- ・確かに廃棄物処理法の方で事業者の責務というように事業者は分けられています。実際にこちらの処理の方も、事業系で排出されるごみは、産業廃棄物と一般廃棄物で分かります。産業廃棄物というのはやはり廃棄物処理法の方で決まっているのですが、そのところで産業廃棄物にあたるものについては、事業者は産業廃棄物として法に基づき処理しなければならない。それにあたらない一般廃棄物については、市町村の指示・計画に従って処理しなければならないというようになっております。
- ・この市町村の計画というのが、今久喜市・宮代町でも作成の方が進んでおります基本計画、ごみ処理の基本計画ですね。そちらの方にこちらの方の大本がございまして、そしてそれに基づく処理計画というものもございまして。そのような計画がまず、市町村にはございます。ちなみに今現在は久喜市・宮代町の方には計画はございませんで、久喜宮代衛生組合に一般廃棄物ごみ処理基本計画というのがございます。大本がそれでございます。そちらの方に基づきまして事業者の方はこうなさいよという方針が決まっております。
- ・その他に、条例規則の方でそちらの方の決めがされております。事業者はこのように処理をなさい、そのようなことが法令で大まかなものが決まっております、さらに市町村の方では条例規則に従ってやりなさいというのがございますが、事業系廃棄物の一般廃棄物の処理の方法、仕方につきましては条例規則の方で全て制定さ

		<p>れております。久喜宮代衛生組合ではそちらの方の条例規則に則りまして事業系廃棄物の処理処分の方を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にこちらの方を申しますと、今事業系のごみにつきましては一般家庭と同じように集積所に出すことはできないようになっております。事業系のごみにつきましては全てそれぞれのセンターへの直接搬入もしくは許可業者による搬入のみということで、そもそも一般家庭の廃棄物とは別の処理ということになってございます。処理の方も有料ということとなっております、10kgあたり200円ということで行ってございます。 ・そのように、一般家庭から出される一般廃棄物と事業系一般廃棄物では大きな取扱いの差がございまして。そのような状態で現在久喜宮代衛生組合では処理を行っております。以上です。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法の解釈なのですが、こちらは延々と続くことになってまいりますので、私が言いたかったのは、同列というのが何を以て同列というのか分からないのですが、ごみというのは自ら処理処分するというのが原則だというのは国民も事業者さんも変わりませんよということをお願いしたかっただけなのです。その同列の意味が分からないのですが、法律の解釈をここでしてもなかなか進みませんので。 ・そこで答申の修正の方なのですが、答申の修正案を見まして、大体良いのかなと思うのです。ただ、一つだけちょっと気になったのが、付記の3で、「実施にあたっては、住民及び関係者に対して十分な説明を行うこと。」とあります。もちろんこれで良いと思うのですが、なんとなく説明だけ行って後はやりなさいというような上から目線的なものを感じたので、もし修正が可能であれば、例えば「十分な説明または必要な支援を行うこと。」というような形にした方が良いのかなと思います。以上です。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今染谷委員の方との対応で一般廃棄物とは何ぞやというご議論の中から答申案という方に行ってしまう
--	--	--

		<p>のですけれども、どういう形で良いのでしょうか、私もかつて事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物は同系列にありますよということを証言させていただいたのも事実です。今それぞれが理解しているのは、産業廃棄物は完全に企業責務という形で位置付けされておりますけれども、事業系一般廃棄物というのはどういうことかという、中小企業やなにかの、飲食店などがありますよね、平たく理解しやすいという。そういったところは一般家庭で出すごみよりは事業という形で生計を立てていますからごみが多量に出るわけです。仮に一般廃棄物で家庭の方が約800gだとすれば、飲食店の例をあげるならば、大きさや何かによってその事業体が何kgという形の量で出るわけです。一般的には事業系一般廃棄物というのは確かこちらの方でも一事業所が10kgあたりいくらかというひとつの数値があるはずで、事業者が何kg以上出した場合については有料で200円を徴収しますよというようにひとつの位置付けになっているわけです。それを事業者の責務という形で、一般家庭の収集車が入るのではなく、委託という形で許可業者に収集運搬させるということは事業者の責務としてやりなさいよということで、法の精神の中で一般家庭のごみと事業系廃棄物のごみとある面ではその費用負担というのも分けているわけですね。ですから、ある面では事業系という形ではいかに自分達が持ち込みという量を少なくするかというのが事業者の裁量になってくるわけです。いっぺんに出してしまえばこちらの方に処理・処分という形で多量にお金がかかりますよね。そういった形である面では事業系一般廃棄物と家庭用の一般廃棄物というのは区分されているのではないかと。ですからこれまで答申案という形で縷々協議してきましたけれども、その中で集団回収、行政回収というような状態の中で、事業者の方では有価物はなるべく出たくない。これは当然有価物ですから。当然企業の責務としてそれは有価物としてやっているはずだと私は理解をしているのです。そんなふうに感じるとある面では理解がされるのかなというように思っております。</p> <ul style="list-style-type: none">・これはこれでよろしいでしょうか。次に答申案という形で質問してもよろしいですか。それともまだ今の事業系と一般家庭ごみという形での考え方というのを続ける
--	--	--

のか。それとも答申案を言って良いのかということですが私は質問しているのですけれどもいかがでしょうか。

(高柳会長)

- ・事務局の案を業務課長から。

(藤井業務課長)

- ・失礼します。先ほどらい廃掃法に対するご意見を伺って参りました。これは浅倉委員も言われましたとおり、これをやっていくと時間がいくらあっても足りない部分もございますので、確かに染谷委員の言われました合法的な根拠は、廃掃法についてはそれが正しいかと思いません。繰り返しませんけれども、その根拠といたしまして実際現状としては、事業系は現に事業者が許可業者を使うなり直接搬入して、しかも搬入の際には手数料を払っております。また、市民から出されたごみにつきましては、これは当然集積所に出されるわけですが、こちらにつきましてはほとんどの市町村が委託をしてあるいは直営で無償で収集して、手数料もかかっておりませんので、ここが大きな違いかと思えます。このような状況でよろしいですか。

(染谷委員)

- ・やっぱり色々気になりまして、第4条なのですね。第4条第1項で市町村は一般廃棄物の適正な処理に必要な処置を講ずるよう努めるとともに云々の規定もございます。ですから、第4条で市町村はやらなくてはいけないよとって、なおかつ第6条の2では、市町村は処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないという規定まであります。ですから事業者については第3条の責務があるから当然事業者がやるのだけれども、その残った物は市町村がやらなければいけないよということがはっきりと法律に書かれていると思うのですよ。ですからこういうものは事務分掌を所掌している組合で、これはこういうことではっきり我々がやるのですよとっていただければ一発で終わりなのですよ。堂々巡りはしません。なおかつ第4条の第3項では、国は市町村に対し、責任が十

		<p>分に果たされるように必要な技術提供及び財政的援助を与えること、こういう規定まであります。ですから前回に国の交付税なり何なりで足りない時は財源の措置があるんですねということをお話した、ここに根拠はあると思うのですよ。ですからこういうものは堂々巡りするなどということは一切ございません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ だけど、みんなの気持ち、要するに事業者と同じように市民もごみ処理のお金を出さなければいけないんだという認識の方もあるいはあるかもしれないのですが、今の法令では一般の家庭ごみは市町村が処理して、それはそれなりの税金の中で手当てができて、足りないのは国が面倒をみるよと法律の方に書いてあるということだと思うのですが。もし違っていたらご説明いただきたい。これで私は打ち切ります。ありがとうございます。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただいま意見の方をいただきましたが、一点だけこちらの方でお話しさせていただきたいのが、交付税の関係で、一部事務組合は特殊な所でございます。確かに起債で交付税の方が入るのがございましたが、一部事務組合の方には交付税はおりてきません。交付税は全て構成元の久喜市・宮代町の方に入ります。ですので、私どもの方には交付税という名前ではきません。こちらは久喜市と宮代町の負担金で運営されている自治体でございます。ですから、交付税は国からおりてきているのかもしれませんが、久喜宮代衛生組合の方ではその実情は分からないということだけお話をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の解釈等ということで、私ども素人でございますので、あまりその辺の解釈は得意な所ではございませんけれども、今事業系か家庭系かという分け方が出ておりましたけれども、私ども一般的に考えますと、ごみを出される所がどんな行いをやっているか、言ってみれば収益を上げているかどうか、利益を上げているか受益しているかということで、通常は何にしても受益者負担というようなことが一般的な考え方ではなかろうかと。それで、たくさん出れば当然それなりに結果として利益があ
--	--	---

		<p>ったのではないかと。そんなことで家庭系と事業系、家庭の場合は生活に当然必要な事でごみを出さざるを得ない、それをどうやって小さくするかということでごいまいしょうけれども、何をやっているかということで、結果事業系か一般家庭かということでも分け方ができるのではなかろうかと思います。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・他に意見ございませんか。答申案で構いません。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・それでは答申案の方に移らせていただきます。・前回の7月26日に協議いたしたわけですが、今回の修正案はさらにセレクトされて内容的には良いのかなというように私は感じております。・さらにこの辺を表現を挿入したらどうかということでも2、3述べさせていただきたいと思うのですが、「資源回収と衛生組合による公共回収」というのがありますけれども、現在の集団回収が何割くらいになるのかと。また、公共回収の方が何割くらいになるのかと。この2つの回収方法が行われているところだということを入れれば、なるほどなということである面ではこの答申もさらに光るのかなというように感じました。・それと、その下段の方なのですが、集団回収と公共回収という形の語呂も前段で出ておりますので、「この回収方法は広く埼玉県内の自治体で実施されている」というように、この「集団回収と公共回収」というものを「この回収方法は」というようになると、前段との結びつきがさらになくなって簡略化されるかなというような気がいたしております。・それと、さらにちょっと私が語呂合わせ的な表現を読まさせていただきますと、「実施されているところですが、今日では集団回収と公共回収とを比べると集団回収に大きなメリットがあることから、そのあり方について整理をする必要があると考えます」というように訂正というか文脈を変えたらどうかというように思います。前回はある面ではコストという形のものとして二重投資というようなことが表現としてあったわけですが、そういうことも今までの審議の中で理解したということ
--	--	--

		<p>で、今度は集団回収が公共回収に比べると大きなメリットがあると。だからこういうことで当審議会では検討したのだよというような考え方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そしてさらに下段の方の棒線の方なのですが、これは大筋良いのですけれども、「資源の回収方法のうち、集団回収には、回収コストの削減や地域の環境意識の向上、回収量に応じた報償金収入による地域活動及びコミュニティの活性化等様々なメリットがあることから」ということで、私は次の下段の方の「公共回収には行政による回収という確実性があります」というのは、またここであっちいったりこっちいったりしてしまいますから、これは完全に抹消して、「メリットがあることから、行政側としては、資源集団回収団体や排出する住民への負担や影響について十分に配慮する必要があります。」ということで、「一方から」はカットしたらどうかなというように思いました。 ・以上3点ばかり私が気が付いて、内容的にはこの文案の通りでよろしい訳ですが、さらにこういうように重複しているような文面を改正したらどうかなということで提案させていただきました。以上です。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日いただいた中の月刊廃棄物8月号の22ページを拝見しまして、自治体によっては色々なやり方があるのだなと感心しながら読ませていただきました。22ページでは、埼玉県ふじみ野市が市民の皆さんのご協力をいただいてごみの減量化にある成果をあげたと。家庭系のごみの減量で県内1位ということで大変減らすことができた。焼却炉が2台あったのを1台触らないで済むほど進んだということで、そのメリットをどういうふうに地域の皆さん、協力していただいた皆さんと取り組んでいるかということをお話している部分です。これは文面にはっきり書いていないですが、公共回収をやっているのだと思うのですが。 ・ですから公共回収というのはやっぱり先ほどの法令で確認したように市町村の方で第6条でやらなければならない形にはなっているはなっているわけなので、それはここに色々悩んだ末の一文で載せても良いかなと思うのです。今日いただいた資料の中で、そういうように大
--	--	--

きな成果をこの審議会でも何のために自主回収するかとかいうのを、要するに自分達でゴミを分別収集して資源化で出していけばみんなの意識が高まって、ゴミが減るのではないかというのが基本だと思うので、そこを踏まえるとこちらは行政が間に入ってゴミの収集計画を作るのか住民も参加してもらうのかこの文面だけではよく分かりませんが、結果として大変ゴミを減らすのだという部分で、要はゴミを減らすのにはどうしたら良いか。私は前々からそのためには自治会等主導するところにも元気が出るような施策をお願いしたいと。ふじみ野市も何か色々効果が出て、その部分はやっていただく方に還元したいという考えもこの文面にもありますけれども、ぜひそういう方向でということで、今言いました公共回収というのは住民の方が心配しないでも安定的にやっていただけるというのは間違いないと思うので、築井山委員さんの方では切ったらどうだというのがありましたけれども、私はぜひ残していただきたいと思えます。

(赤羽減量推進係長)

- ・今、築井山委員と染谷委員からご意見の方をいただきまして、築井山委員の方は公共回収の関係は切った方がよろしいのではないかと、染谷委員の方は残した方がよろしいのではないかと意見がございました。
- ・私ども事務局というよりも久喜宮代衛生組合で諮問した立場から申させていただきますと、こちらの方は今現在集団回収と公共回収の2つの回収方法で行われていると。こちらの方を今後どういった方針でやればよろしいのかということで審議の方をお願いしたわけでございます。ですので、結論的には築井山委員のおっしゃられる通りになるわけなのですけれども、実際の所、最初からこちらの方を公共回収なしとか、公共回収よりも集団回収の方が優れているからという前提で最初から議論したというような風に読まれるようですと、ちょっとこちらの方は問題があるのかなと思われまます。公共回収と集団回収の2点についてご審議下さいということですから、公共回収も審議したという内容が残らないと、どうしても片手落ちになるところもあると思えますので、そこら辺の所をご配慮いただければなということ

		<p>ろがございます。</p> <ul style="list-style-type: none">・あと、もう1点築井山委員の方から、集団回収と公共回収の割合を載せたら良いのではないかというようなご意見がございました。こちらの方なのですけれども、第4回の審議会の際に回収量でパーセンテージは出ております。全体で見ますと全資源量のうちの22.9%が資源集団回収ということになっております。ただし22.9%というのは久喜宮代衛生組合全体での数字でございます。以前からお話というか出席されている委員であれば思い出していただければと思うのですが、実際にはこちらの方というのは久喜市の八甫地区に大きく偏っていて、八甫地区で集められる資源量のうち集団回収で占めているのが45.1%、久喜地区が10.7%というような乖離がございます。全体でパーセンテージが22.9%というのは正しいのですけれども、これを載せてしまうと読み違いをされる方もいらっしゃるのではないかというような懸念はございます。そのところでどうしたら良いかというのをあとでご意見いただければというように考えてございます。以上です。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・今事務局の方から話のありました集団回収22.9%という現状ですとどうなのかなと。情報をもう少し詳しく文面の方に入れていかないと逆に不可解な感じがします。やはりこのパーセント表示は削除した方が良いなという感じがいたしましたので、先ほどのパーセントを入れたらどうかということについては削除ということにいたしたいと思います。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・それではここで、10分ほど休憩をしたいと思いますので、よろしいでしょうか。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・休憩後に、ただ今の公共回収と集団回収の回収量は26年度の数字だと思うのですね。27年度の実績もお知らせいただけますか。よろしくお願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p>
--	--	--

		<p>・こちらの方は現在決算の方で数字の方をまとめておりますので暫定値ということで出せますが、時間があまりありませんので休憩の10分間で取りまとめが終わるかどうか難しいところです。</p> <p>(染谷委員)</p> <p>・結構です。取り下げます。</p> <p>(高柳会長)</p> <p>・それでは休憩したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">休 憩 14時55分</p> <p style="text-align: center;">再 開 15時05分</p> <p>(高柳会長)</p> <p>・それでは再開いたします。</p> <p>・ただ今までに色々なご意見がございました。前回は答申案についてご議論いただいたところですので、今回若干微調整をした答申案を再度お配りさせて頂く間、先ほどの染谷委員のご質問の回答をひとつよろしく願います。</p> <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <p>・それでは休憩前に染谷委員からご質問頂いております直近の集団回収、公共回収の比率ということのご案内でございます。平成27年度の実績といたしまして、暫定値でございますが27.7%、こちらが集団回収の品目の構成値となっております。そして残りの72.3%が公共回収の割合という形になります。平成26年度実績の22.9%から数字が動いておりますが、こちらの理由といたしまして、特に紙類なのですけれども、紙類の私どもの収集量、こちらが減る傾向にございます。これは社会全体のペーパーレス化とかそういったことが影響しているのかなと考えている所でございます。そちらの全体の紙の取扱量が減少傾向にあるのに対しまして、集団回収量につきましてはその減少の比率が緩やかであると。それが今回の構成の比率でいきますと集団回収の量が増加したと、そういった理由になろうかと考えられ</p>
--	--	---

		<p>るところでございます。以上でございます。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。・それでは答申案の修正をしたところについて、事務局の方からお願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今修正案の方を配らせていただきました。右上の方に「資料(修正)」ということで書かさせていただいておりますのでよろしくをお願いします。・先程いただいた意見のうち、概ね反対意見等が無かった2点について入れさせていただきました。・下線が引かれておりますが、まず、表面、修正前の「集団回収と公共回収を合わせて行うことは」というところを「この回収方法は」というように改めさせていただきました。・あともう一点、裏面の方の付記の3「実施にあたっては、住民及び関係者に対して十分な説明」の後に「または必要な支援を行うこと」を入れさせていただきました。この2点でございます。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ありがとうございます。・ただ今修正のところを事務局からお示しいただきました。この答申案でよろしいでしょうか。 <p>(染谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・答申案の付記の前の結論の所なのですが、「回収のあり方については、集団回収に統一するのが適当であるとの結論に至りました」とありますが、間に何か入らないと、この文章はこれで良いのですか。回収のあり方については慎重に検討した結果ということで全てをのんじやっている。検討した結果、こういうメリットも特にあるから集団回収が良いのではないかといった形のほうが。私の立場とするとずっと言っていますが、同時に報償金を見直したりして、やる人に苦勞ばかりかかって報償金が減ってしまうというのが本当に困るのですが。例えばこのところに「あり方についてはごみ減量の推進が期待
--	--	---

		<p>できる集団回収に」とか、何か期待できるんですから期待して頑張ってくれた人にはそれなりの、ふじみ野市の方でも面倒を見ているようですからそれも面倒をみていただくというのが個人的には条件にしたいとは思いますが、何か入れないと、「あり方というのは集団回収」というのをいきなり繋げてしまうのはちょっと乱暴ではないかという気がございます。よろしくご審議下さい。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今のご意見につきましていかがですか。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収について上の方でメリットをかなり載せていただいているので、そこで信頼できるのかなというように思いますので、多分もう一回載せると重複して載せるような形になってしまうのではないかなということで、私はこれで良いのかなというように思います。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今浅倉委員から意見がございましたが。 <p style="text-align: center;">— 「異議なし」 の声あり —</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしいですか。 <p style="text-align: center;">— 「はい」 の声あり —</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、意見も出尽くしたようですので、この答申書案について皆さんにお諮りしたいと思います。 ・管理者への答申書については、ただ今お配りいたしました事務局案の通りでよろしいでしょうか。 <p style="text-align: center;">— 拍手 —</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。それでは管理者への答申書はた
--	--	---

	<p>4. その他</p>	<p>だ今お配りいたしました事務局案の通りとすることに決定いたします。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の審議はここまでといたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次にその他に入らせていただきます。 ・ 事務局からお願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <p>■ 次回の開催日について</p> <p>平成28年11月22日(火) 午後1時30分から 久喜宮代清掃センター 大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内容 管理者への答申 <p>■ 報酬について</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今事務局から次回の日程について説明がございました。次回は11月22日(火)、会場は久喜宮代清掃センターで、午後1時30分から開催させていただきます。 ・ また、報酬につきましては次回審議会終了後に今年度分をまとめて支給とのお話でございました。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員の皆さんから何かございますでしょうか。 <p>ーなしー</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは以上で本日の審議会は終了いたします。皆さんご協力大変ありがとうございました。
<p>15:15</p>	<p>5. 閉会</p>	